治験審査委員会標準業務手順書：附則

～他医療機関からの治験調査審議受託に関する附則～

（治験審査委員会の責務）

第１条　治験審査委員会は、病院長から他医療機関における治験の調査審議を諮問された場合は、本業務手順書及び本附則に基づき責務を遂行するものとする。

（治験審査委員会の業務）

第２条　治験審査委員会は、その責務遂行のため、本業務手順書第１章第４条第１項に記載されている資料のほか、次に掲げる資料を入手しなくてはならない。

1）医療機関概要

2）治験に使用する設備・機器の具備状況を示す文書

3）治験関連文書（標準業務手順書等）の具備状況を示す文書

２　治験審査委員会の治験審査結果報告書（様式 6）のあて先は、病院長とする。

第３条　本附則に記載のない業務については、すべて本業務手順書に準じて行なうこととする。

第４条　本附則は、 平成 18 年 10 月 11 日より施行する。

以　上